

つがる西北五広域連合会計管理者事務代決規程

平成26年9月17日
訓 令 第 2 号

(趣旨)

第1条 この規程は、法令その他別に定めがあるもののほか、会計管理者の権限に属する事務の代決に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規程において「代決」とは、会計管理者が不在のときに、一時その者に代わって決裁することをいう。

(代決)

第3条 会計管理者が不在のときは、つがる西北五広域連合組織規則(平成11年つがる西北五広域連合規則第2号)第3条第1項に規定する職員のうち広域連合長が指定した者がその事務を代決することができる。

2 前項の規定により代決した事項については、速やかに後閲を受けなければならない。ただし、軽易なもの又はあらかじめ会計管理者の指示したものについては、この限りでない。

(代決の制限等)

第4条 重要又は異例と認められる事項は、前条第1項の規定にかかわらず、代決することができない。ただし、急を要するものであらかじめ会計管理者の承認を得たものについては、この限りでない。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。